

【2016年度7月版】POINT BOOK 要 ⑤衛生・法規 訂正表

2016年10月20日現在

誠に申し訳ございませんが、以下の箇所の訂正をお願い申し上げます。

◇POINT BOOK5 衛生/法規・制度・倫理

ページ	訂正箇所	修正前	修正後
486	問番号 3 箇所	<u>問 16、問 17、問 18</u>	問 12、問 13、問 14
487	問 12～15 解答すべて	<u>解答内容すべて</u>	以下別紙にてご確認お願い致します。
488 489	理論問題、解答の問番号	<u>問 19</u>	問 15
490 491	問 19、問 20 理論問題、解答	<u>理論問題、解答 問 19、問 20</u>	すべて削除

問12 解答：3・4

1. ：分割調剤を行い、調剤済みとならなかった処方箋は、必要事項（調剤量や調剤年月日）を記入し患者に返却しなければならない。
2. ：外用薬であっても分割調剤することができる。
3. ：調剤録はその記録の完結の日から3年間保存しなければならない。
4. ：調剤済みとなった処方箋に必要事項（保険番号等）を記入した処方箋は、調剤録にかえることができる。
5. ：保険薬局は、患者から費用の支払いを受ける時には、正当な理由がない限り明細書を交付しなければならない。

問13 解答：2

1. ：地方薬事審議会は、都道府県知事の諮問に応じ、薬事に関する事務のうち重要事項を審議する機関である。
2. ：中央社会保険医療協議会は、診療報酬の額の算定や薬価基準の算定方法を審議する機関である。
3. ：薬事・食品衛生審議会の調査審議事項の一つとして、日本薬局方の全面にわたる改定がある。他には医薬品の製造販売承認の審査や毒薬及び劇薬の指定等がある。
4. ：地方衛生研究所は、公衆衛生の向上を図るため、試験検査、公衆衛生情報などの収集・解析・提供を行う機関である。
5. ：保健所は、疾病の予防、健康増進、環境衛生など地域環境保健活動を行う機関である。

問14 解答：2・4

1. ：歯科処方箋は、別受付で1回として算定するため、医科処方箋と歯科処方箋で2回として算定する。
2. ：処方箋には「後発医薬品への変更不可」の指示がないため、後発医薬品に変更して調剤することができる。
3. ：トローチ剤は頓服薬ではなく、外用剤として算定する。
4. ：歯科処方箋は、別受付で算定するため、薬剤服用歴管理指導料も2回算定できる。